

## 評価項目及び評価基準

別表 1

工事名	福岡県警察交通機動隊庁舎解体工事			
分類	評価項目	評価基準	加算点	
簡易な施工計画 【注1】 6.0点	施工上配慮すべき事項 (課題)『工事期間中における騒音対策及び粉塵飛散防止対策並びに敷地内における安全対策について』 (6.0点)	施工上配慮すべき事項の設定方法及び配慮方針が現場条件等を踏まえて適切であり、工事が見られるかどうか	～6.0	
	工事成績平均点【注2】 (1.8点)	86点以上 83点以上86点未満 80点以上83点未満 65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する 65点未満(市町村等発注工事の実績なし)	1.8 1.4 0.9 0.5 -	
	施工実績【注3】 (1.8点)	1件当たり1億8,000万円以上の実績が2件以上あり、かつ当該建物と同構造(鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造)の建物が含まれる 1件当たり1億8,000万円以上の実績が2件以上ある 1件当たり1億2,000万円以上の実績が2件以上ある 上記以外	1.8 1.2 0.6 -	
企業の技術力 8.0点	企業育成 近年における福岡県警察本部発注の解体工事等の受注状況 (1.6点)	令和2年度以降に600万円以上の工事を受注していない 令和4年度以降に600万円以上の工事を受注していない 上記以外	1.6 0.8 -	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況【注4】 ①ISO9001 ②ISO14001(若しくは『エコアクション21』の認証) (0.4点)	①と②の認証の両方を取得済み ①又は②の認証を取得済み 上記以外	0.4 0.2 -	
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 (1.6点)	糟屋郡に主たる営業所がある 福岡県土整備事務所管内に主たる営業所がある 上記以外	1.6 0.8 -	
	技術者の保有者数 1級国家資格等を有する技術者(3ヶ月以上継続勤務しているものに限る)の人数【注5】 (0.4点)	5名以上 2名以上4名以下 上記以外	0.4 0.2 -	
	若年技術者の採用状況【注6】 (0.4点)	34歳以下の技術者を令和5年度以降に採用し、雇用状況にある者の有無	有 無	0.4 -
配置予定技術者の技術力 6.0点	工事成績【注7】 (2.0点)	86点以上 83点以上86点未満 80点以上83点未満 65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する 65点未満(市町村等発注工事の実績なし)	2.0 1.5 1.0 0.5 -	
	施工実績【注3】【注8】 (2.0点)	1件当たり1億8,000万円以上、かつ当該建物と同構造(鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造)の実績がある 1件当たり1億8,000万円以上の実績がある 1件当たり9,000万円以上の実績がある 上記以外	2.0 1.3 0.7 -	
	資格の保有期間 1級国家資格等の保有期間【注5】 (1.0点)	10年以上 3年以上10年未満 3年未満	1.0 0.5 -	
	継続能力開発(CPD)の取組み状況【注9】 (1.0点)	団体が定める目標単位数以上の証明有 団体が定める目標単位数の50%以上の証明有 上記以外	1.0 0.5 -	
加算点合計	20点			
施工体制の評価 1.1点	施工体制評価点【注10】 (1.1点)	低入札価格調査基準比較価格以上で応札 低入札価格調査基準比較価格未満で応札	1.1 -	
合計	21.1点			

【注1】有効な提案の数により評価する。評価は、1提案当たりの配点を固定化する絶対評価とする。

【注2】平成22年度から令和6年度に竣工した福岡県警察本部及び福岡県建築都市部が発注した解体工事等の工事成績評定点(共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の平均点(加重平均)とする。ただし、前記において対象工事がない場合は、平成21年度から令和5年度に竣工した国土交通省九州地方整備局が発注した解体工事等の工事成績評定点の加重平均とする。いずれも該当なき場合は、平成22年度以降に竣工した市町村等発注工事で、4,500万円以上の解体工事等の実績で申請されたものを評価する。

・解体工事等とは、とび・土工・コンクリート工事(解体工事)又は解体工事とする。以下同じ。

・市町村等発注工事とは、福岡県(警察本部及び建築都市部を除く)、県内市町村、(公財)福岡市施設整備公社又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づく県内住宅供給公社が発注する工事とする。以下同じ。

【注3】平成22年度以降に元請(共同企業体による施工について)、出資割合が20%以上の工事に限る。)として竣工した、建築物を解体する工事の実績とする。

【注4】評価の対象は、認証登録範囲に当該工種の施工に関する事項が含まれているものとする。

【注5】1級国家資格等とは、1級建築施工管理技士、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士(平成27年度までに実施された建設業法による技術検定に合格した者に限る。)、建設・総合技術監理(建設)の技術士及び昭和63年6月6日建設省告示第1317号の表解体工事業の項第4号に掲げるものに合格した技術士とする。

【注6】雇用状況とは、申込受付期限以前から継続して3ヶ月以上雇用し、申込受付期限においても雇用していることをいう。また、技術者とは建設業法施行規則第1条に規定する学科を卒業した者、又は現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者若しくは担当技術者として建設工事に従事した経験がある者、又は建設業法施行規則第7条の3に規定する免許等を有する者。

【注7】平成22年度以降に竣工した福岡県警察本部若しくは福岡県建築都市部が発注した解体工事等又は国土交通省九州地方整備局が発注した解体工事等の工事成績の中で申請されたものとする。該当なき場合は、平成22年度以降に竣工した市町村等発注工事で、4,500万円以上の解体工事等の実績で申請されたものを評価する。なお、いずれの場合も、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者として従事した工事に限る。ただし、担当技術者の場合は、従事期間が工期又は主任(監理)技術者の専任を要する期間の50%以上の工事に限るものとし、かつ1ランク下位の評価とする。

【注8】現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。

【注9】評価対象となる団体は、(公社)日本建築士会連合会、(一財)建設業振興基金、(公財)建築技術教育普及センター、(公社)地盤工学会、(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)土木学会又は(公社)日本技術士会とする。

【注10】入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で応札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で応札した場合は加点しない。